**「大阪府営住宅の管理事務に係る特定個人情報保護評価書**

**（全項目評価書）案」の概要**

**１．特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の概要**

〇　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）による社会保障・税番号制度の導入に伴い、大阪府営住宅の総合管理システムにおいて、住民基本台帳ネットワークシステムにより、個人番号の真正性を確認し、団体内統合宛名システムを通じて、団体内統合宛名番号をその内容に含む個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）を保有しています。

〇　番号法第２８条の規定に基づき、平成２８年３月２５日に特定個人情報保護評価書（全項目評価書）を公表したところですが、公表から５年を迎え再評価を実施するため、府民意見を募集します。

**２．特定個人情報保護評価の位置づけと目的**

〇　番号法による番号制度は、国民の利便性の向上、行政運営の効率化などを目指し導入される制度ですが、番号制度導入により、個人のプライバシー等に対する懸念が生じることが考えられます。

そこで、これらの懸念を踏まえ、国民の特定個人情報が適切に取り扱われる安心・信頼できる番号制度の構築のために、特定個人情報ファイルが取り扱われる前に、個人のプライバシー等に与える影響を予測・評価し、かかる影響を軽減する措置を予め講じるよう、特定個人情報保護評価（以下「保護評価」という。）を実施するものです。

なお、当該保護評価は、諸外国で採用されているプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment）に相当するものです。

**３．評価書名**

　大阪府営住宅の管理事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）案

**４．評価書の概要**

１　基本情報

（１）事務の名称

大阪府営住宅の管理事務

1. 事務の内容（概要）

１　家賃の決定（収入超過者等を含む）に関する事務

２　同居の承認及び地位承継の承認に関する事務

３　府営住宅の明渡しの請求の決定に関する事務

４　他の住宅をあっせんする事務

２　特定個人情報ファイルの概要

（１）特定個人情報ファイル名

大阪府住宅総合管理システムデータベースファイル

（２）対象となる本人の数

１万人以上１０万人未満

（３）対象となる本人の範囲

大阪府営住宅等の入居者

（４）記録される項目（主な記録項目）

個人番号対応符号、その他識別情報（内部番号）、４情報（氏名，性別，生年月日，住所）、連絡先（電話番号等）、その他住民票関係情報　地方税関係情報、健康・医療関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、雇用・労働関係情報、年金関係情報、その他（府営住宅等の施設・設備設置情報）

（５）保有開始日

平成３０年６月

３　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

（１）特定個人情報の入手

　　特定個人情報を入手する際には、個人番号カード等の提示を求めることにより、個人番号の真正性を確認する。

（２）特定個人情報の使用

府営住宅総合管理システムへのアクセスについては、ファイアウォールを設置しアクセスを制限している。また、特定個人情報への操作ログ（ユーザーＩＤ、アクセス日時、アクセス内容、出力内容等）を記録し保存する。

（３）特定個人情報の提供・移転

特定個人情報を提供・移転する場合には、 政令で定める安全な措置（番号法第１９条第８号、同法施行令第２３条 及び 同法施行規則第２０条）が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。

４　その他のリスク対策

（１）自己点検・監査

　　個人情報の取扱い及び管理に関する要綱第14条に基づき実施。

　　情報システムにおける安全の確保等点検については、情報セキュリティに関する基本要綱第85条、第84条により、実施。

（２）従業者に対する教育・啓発

職員に対して、個人情報保護に関する研修を原則年１回実施。

外部委託業者に対しては、契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、従事者への教育・研修等の実施を定めている。

５　開示請求、問合せ

大阪府府民文化部府政情報室情報公開課　公文書総合センター（府政情報センター）

大阪市中央区大手前２丁目　大阪府庁本館５階

06-6944-6066

大阪府住宅まちづくり部住宅経営室経営管理課管理調整グループ

大阪市住之江区南港北１丁目１４番１６号　大阪府咲洲庁舎２６階

06-6210-9739

６　評価実施手続

しきい値判断の結果、基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に全項目評価を実施）。